

議案第53号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 9月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に立石駅北口地区地区計画の区域を追加する必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画立石駅北口地区地区計画

別表第2に次のように加える。

東 京 都 市 計 画 立 石 駅 北 口 地 区	計 画 図 に 表 示 す る A 地 区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途に	300平方メートル。ただし、巡查派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留場の上屋その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地について、	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築	125メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号口に定める高さとする。		
---	---	---	--	---	--	--	--

<p>区 地 区 計 画</p>	<p>計 画 図 に 表 示 す る B 地 区</p>	<p>供する建築物</p> <p>2 計画図に表示する区画道路、歩行者専用道路、広場及び都市計画道路に面する敷地上の建築物で、その1階部分にある居室のうち当該区画道路、歩行者専用道路、広場及び都市計画道路に面するものを住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物。ただし、区長が当該建築物の管理のた</p>	<p>区長が必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるものは、計画図に示す壁面の位置まで。ただし、次のいずれかに掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>1 公共用歩廊、歩行者デッキその他これらに類するものであって、区長が公益上やむを得ないと認めるもの</p> <p>2 上屋、ひさし（これに附属する手すりを含む。）、当該ひさしを支え</p>	<p>80メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定める高さとする。</p>	
----------------------------------	--	--	------------------------------	---	--	--

		めに必要と認める居室については、この限りでない。			る柱その他これらに類するものであって、区長が歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要と認めるもの			
	計 画 図 に 表 示 す る C 地 区							

付 則

この条例は、公布の日から施行する。